

◎新潟県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年1月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 解除保安林の所在場所

新潟県長岡市寺泊磯町7411の4・7411の7・7411の10・7411の12・7416の4・7416の17から7416の22まで・7432の3・7432の15から7432の25まで・7432の34から7432の38まで・7432の50（以上29筆について次の図に示す部分に限る。）、7416の23、7432の4、7432の28から7432の33まで、寺泊白岩7388の58から7388の61まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）